

石鎚山系サイクリング拠点調査及びサイクリングコースマップ作成等委託業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村は、石鎚山系連携事業協議会（以下、協議会という。）を設立し、石鎚山系を訪れる利用者の満足度向上及び石鎚山系の雄大な自然を持続可能な資源とすることを目的に、地域再生計画「石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業」をもって、行政の枠を超えた取り組みを進めているところである。

石鎚山系連携事業「サイクリング分科会」（以下「分科会」という。）では、石鎚山系及びその周辺地域（以下「石鎚山系周辺地域」という。）のサイクリングコースを提案し、石鎚山系の自然やおすすめの観光情報と共にサイクリストに利便性の高い情報を発信することで、初級者から上級者までの幅広い層のサイクリストの誘客を図りサイクリストを通じた観光振興を行うことを目的として、サイクリングマップの作成等を行うこととしている。

そこで、広く提案を求め、事業者の提案内容及び能力・適正等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するための石鎚山系サイクリング拠点調査及びサイクリングマップ作成等委託業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 石鎚山系サイクリング拠点調査及びサイクリングコースマップ作成等委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月15日（木）まで
- (4) 予算規模 4,000,000円以内（消費税及び地方消費税等を含む。）

3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 対象業務における西条市での競争入札参加資格と同等の基準を満たしていると会長が認めたもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 西条市、久万高原町、いの町、大川村の各工事請負業者指名停止措置規程（平成16年西条市訓令第26号）、及び愛媛県並びに高知県の各建設工事指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。

- (4) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 愛媛県暴力団排除条例及び高知県暴力団排除条例に定める暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等でないこと。

4 参加資格の確認について

(1) 基本事項

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、様式第1号（第5条関係）「参加表明書」及び必要書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出先（担当部局）

〒791-1201 愛媛県久万高原町久万 212 番地

石鎚山系連携事業協議会 サイクリング分科会事務局

（久万高原町ふるさと創生課内 担当：中川、土居）

電話番号 0892-21-1111（内線318） F A X 0892-21-0922

電子メール furusatosousei@kumakogen.jp

(3) 提出書類

①参加表明書 様式第1号（第5条関係） 参加表明書添付書類 （ア）実施体制 プログラム作成を行う上での実施体制を図示してください。 プログラム作成を行う際、協議、支援、助言を得るなど、関係企業等が存在する場合は、できるだけ記入ください。将来の予定でも構いません （イ）類似業務受託実績表	1部
②身分証明書（発行後3ヶ月以内のもの。個人に限る。）	1部
③住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの。個人に限る。）	1部
④登記簿（発行後3ヶ月以内のもの。法人に限る。）	1部
⑤営業所表 様式第2号（第5条関係）	1部
⑥委任状 様式第3号（第5条関係） （対象業務において代理人を置く場合に限る。）	
⑦財務諸表(直前決算のもの)	
・貸借対照表(個人・法人)	1部

・損益計算書(個人・法人)	1部
・剰余金処分計算書(法人に限る。)	1部
⑧納税証明書 ・法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方交付税 【未納がない証明】 ・西条市、久万高原町、いの町、大川村内に本社(店)、支社(店) 又は営業所等を有する場合は、納期到来分までの税全般 【滞納がない証明】	1部

(4) 提出方法 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留による。提出期限必着)

(5) 提出期限 平成29年8月18日(金)17時15分(必着)

(6) 確認結果の通知について

平成29年8月22日(火)までに、様式第1号(第5条関係)「参加表明書」に記載の電子メールアドレスに確認結果を通知するとともに、提案書を提出していただく者として選定した者に対しては、書面(選定通知書)で通知する。

5 非選定理由に関する事項

(1) 様式第1号(第5条関係)「参加表明書」を提出した者のうち、提案書を提出していただく者として選定されなかった者に対しては、別途選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を協議会会長(事務局)から書面(非選定通知書)で通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(西条市の休日を定める条例(平成16年条例第12号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、協議会会長(事務局)に対して書面で非選定理由の説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：石鎚山系連携事業協議会サイクリング分科会事務局
(久万高原町ふるさと創生課内)

受付時間：8時30分～17時15分(※休日を除く。)

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。

(4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に協議会会長に対して申立てることができる。

6 仕様書等に対する質問について

(1) 提出先及び提出方法

4(2)に掲げる提出先の電子メールアドレスに電子メールで提出すること。(任意様式)あわせて、

電子メールを送信した後に、協議会サイクリング分科会事務局（久万高原町ふるさと創生課）まで送信した旨の電話をすること。

(2) 受付期間 公表から平成29年8月23日（水） 17時15分まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、参加資格に適する旨を通知したすべての者に対して行う。

但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、当該回答は、要領や仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

(4) 回答期限 質問を受理した日から3日間（休日は含まない。）以内とする。

(5) その他 受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7 企画提案書等の提出について

提案者は、次の企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式1・1枚）

イ 会社概要（様式2・1枚）

（記載項目）会社名、本社所在地、代表者職・氏名、従業員数、主な業務内容

ウ 実施体制 （参加表明書提出時の書類を再度添付してください。）

エ 類似業務受託実績表 （参加表明書提出時の書類を再度添付してください。）

オ 実施スケジュール（任意様式）

カ 企画提案書（様式任意・10枚以内（A3可） 2部 ※うち1部は企画提案書に会社名を記載しないこと。

企画提案書は、以下の点に留意して、業務の内容ごとに作成すること。

①基本方針（業務の内容ごとに基本方針案を明示すること。）

②特記事項（企画の特徴、提案など）

③業務の実施方針、実施手法、成果物のイメージ等

④作成担当者連絡先等

キ 見積書（様式5・1枚）

委託業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を添付してください。

(2) 関係資料の交付

ア 関係資料

(7) 公募型プロポーザル実施要領（本資料）

(イ) 石鎚山系サイクリング拠点調査及びサイクリングコースマップ作成等委託業務仕様書

イ 交付方法 関係資料は、「久万高原町のふるさと創生課」のホームページに掲載しているの、各自ダウンロードして使用すること。

- (3) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）
- (4) 提出期限 平成29年9月4日（月）17時15分（必着）
- (5) 提出場所 4（2）に掲げる提出先
- (6) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留による。提出期限必着）
- (7) その他 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
但し、提案書の部分的な差し替えは認めない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 実施日時 平成29年9月12日（火）13時30分以降 ※詳細な日時は後日連絡します。
- (2) 実施場所 久万高原町役場自然休養村センター 3Fホール
- (3) 実施時間 一提案者につき45分以内
プレゼンテーション 30分以内、ヒアリング審査 15分以内
- (4) 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、提出した提案書等を基に行うこと。

プレゼンテーション実施にあたっては、パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは協議会が用意するが、パソコン、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が持参すること。なお、プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い、非公開とする。

9 審査基準

評価項目	評価事項	評価基準点
業務の基本方針について	サイクリスト等の誘客を図るツールとしての位置づけを理解したうえで、方針や項目を設定しているか。興味を引き訪れてみようと思わせる企画であるか。	10点
実施体制	本業務を迅速かつ確実に遂行するための必要な人員および事務局との協議に応じる体制が確保されているか。	10点
業務実績	類似業務（サイクリングマップ、ウォーキングマップ、観光マップ等）の履行実績があり、担当者の経験や実績が十分で、必要な知識を有しているか。	10点
実施スケジュール	スケジュールが具体的に設定され、実現性、妥当性があるか。	10点
提案内容	サイクリング及び石鎚の魅力を高める内容となっているか。	10点
	上級者向け周遊コース1コース及び初級者から中級者向けの4コースが提案されているか。地域特性を踏まえた内容となっているか。	10点
	別綴じの上級者向けマップが提案されているか。 折り方や紙質等の体裁がサイクリストが携行しやすく、ルート確認などに適したものとなっているか。	10点
	初級者から上級者までサイクリストに有益な情報がバランスよく配置され、センスの良いレイアウトとなっているか。	10点
審査対応	<ul style="list-style-type: none"> ・分かり易い説明がなされたか。 ・質問に対して的確な回答がなされたか。 	10点
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・実務を実施するための金額として妥当か。 	10点
合計		100点

10 失格要件

次に掲げるいずれかの要件に該当した者は失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 参加資格要件を満たさない者
- (4) 直接、間接を問わず審査委員会の委員に連絡を求めた者
- (5) 審査委員会が本応募事項に違反すると認めた者
- (6) その他この実施要領に定める手続、方法等を遵守しない者

11 審査方法

- (1) 審査は、石鎚山系サイクリング拠点調査及びサイクリングコースマップ作成等委託業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査基準に基づき提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査により行い、評価点の平均点が 50 点以上の者、かつ、最も評価点の高い事業者を特定する。
- (2) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選考する。
- (3) 参加者が 1 社になった場合でも審査を行い、評価点の平均点が 50 点以上であれば特定する。

12 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかにプレゼンテーション及びヒアリング審査実施事業者全員に文書で通知する。なお、審査経過及び内容に関する質問等には一切回答しない。

13 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定（採用）されなかった者に対しては、特定（採用）されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（西条市の休日を定める条例（平成 16 年条例第 12 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、協議会会長（事務局）に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所： 石鎚山系連携事業協議会 サイクリング分科会事務局

（久万高原町ふるさと創生課内 担当：中川、土居）

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（※休日を除く。）

- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面で行う。

- (4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に協議会会長に対して申立てることができる。

14 契約に関する基本的な事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領

西条市プロポーザル方式事務処理要領に基づき執行する。

- (2) 契約事項に関する規則

西条市会計規則及び西条市契約規則に基づき執行する。

- (3) 契約保証金は徴収しない。

- (4) 特定した事業者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定(採用)を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を特定した事業者として選定し、契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

15 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書の作成及び提案書の作成・提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加表明書または提案書は、提出者に無断で提案書を提出していただく者の選定及び提案書の特定以外に使用しない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。